

様式

会議の名称	令和3年度本庄市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状交付式及び第1回本庄市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和3年7月21日(水) 午後2時から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出席者	本庄市長 委員：委員14名 本庄市経済環境部／葦塚部長 事務局：本庄市環境推進課／市川課長、矢嶋課長補佐、木村支所環境産業課／松井課長、飯島課長補佐
欠席者	委員3名
議題(次第)	1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 市長あいさつ 4. 会長あいさつ 5. 委員及び職員の自己紹介 6. 副会長の選任 7. 議事 (1) 本庄市清掃事業概要について (2) ごみ減量化に向けた施策の取組状況について (3) その他 8. 閉会
配付資料	1. 令和3年度本庄市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状交付式及び第1回本庄市廃棄物減量等推進審議会次第 2. 令和3年度本庄市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 3. 資料1 本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例、本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する規則 4. 資料2 清掃事業概要(令和2年度版概略版) 5. 資料3 ごみ減量化に向けた施策の取組状況について 6. 資料4 広報ほんじょう(令和3年3月1日号及び5月1日号)の一部
その他特記事項	無し
主管課	経済環境部環境推進課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
1. 開会	
事務局	開会のあいさつ
事務局	それでは、本庄市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱式を行います。
2. 委嘱状の交付	
市長	委嘱状の交付
3. 市長あいさつ	
市長	あいさつ
4. 会長あいさつ	
会長	あいさつ
5. 委員及び職員の自己紹介	
委員及び事務局	自己紹介
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議会を始めさせていただきますが、「本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する規則第5条第1項」に、「審議会は、会長が招集し、会議の議長となる」となっておりますので、議事進行を会長にお願いいたします。</p>
会長	まず始めに、当審議会が開会に必要な定数に足りているか及び傍聴希望者について事務局から報告をお願いします。
事務局	事務局からご報告申し上げます。「本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する規則第5条第2項」では「審議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことができない」と規定しております。本日、出席していただいております委員さんは17名中14名でありますので、定員に達していることをご報告いたします。なお、本日は傍聴を希望する方はおりませんでしたので合わせてご報告いたします。
会長	それでは、議事に入ります前に、配布資料の確認を事務局よりお願いいたします。
事務局	配布資料の確認
6. 副会長の選任	
会長	<p>それでは、前回の審議会において自治会連合会の大澤孝行様に務めていただいております副会長ですが、現在、空白になっております。そのため、次第の6のとおり、新たな副会長の選任について、お諮りいたします。</p> <p>副会長の選任は「本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する規則第4条第1項」で「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によ</p>

	<p>りこれを定める」となっております。</p> <p>委員の皆様でどなたか副会長を引き受けていただける方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手無し
会長	どなたもいらっしゃらないようでしたので、事務局案は何かありますか。
事務局	事務局からですが、前回の審議会は自治会連合会の大澤孝行様に副会長を務めていただいております。そこで事務局からの提案でございますが、今回についても自治会連合会から副会長をお願いできればと存じます。
会長	事務局案につきまして何かご意見等がございますでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	異議なしとの声をいただきましたので、金井弘次委員に副会長をお願いしたいと思います。拍手をもってご承認をお願いいたします。
委員一同	拍手
会長	<p>それでは、副会長席へお願いしたいと思います。</p> <p>副会長が選出されましたので、改めまして、ごあいさつをお願いできればと存じます。</p>
副会長	あいさつ
<p>7. 議題</p> <p>(1) 清掃事業概要について (2) ごみ減量化に向けた施策の取組状況について (3) その他</p>	
会長	<p>続きまして、7の議題に入らせていただきます。</p> <p>(1) 清掃事業概要について (2) ごみ減量化に向けた取組についてを議題といたします。</p> <p>なお、関連しておりますので事務局より一括で説明願います。質疑ご意見等につきましては、事務局の説明後に受けたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>「本庄市清掃事業概要（令和2年度版 概略版）」（資料1）</p> <p>ごみ減量化に向けた施策の取組状況について（資料3）を説明</p>
会長	事務局の説明について何かご不明な点、ご質疑等がございますでしょうか。
委員	ダンボールコンポスト講習会について、今回も計画はあるようですが、コロナの影響で実施が厳しいということですので、例えば、ネットでやり方を動画で見せるということではできないのでしょうか。市のHP等に載せて、動画でやり方を配信する方法はどうでしょうか。
事務局	今年度は、講習会の3回の実施を予定しており、講師の方に来ていただいて対面で行う形を考えておりますが、動画で配信できるのかという今の話は、確かに、皆さん何時でも講習の動画を見て、生ごみの処理の方法を学ぶことができますので、講習会をそのような形でできるのか、確認させていただければと思います。

委員	よろしくお願ひします。
委員	集団資源回収事業というのがありますが、これの回収量は、昨年度はコロナの関係で一気に減ったということですか。
事務局	昨年度はコロナの影響もあり、PTAの集まり等もできず、中止したところや、実施回数を減らしたところがありました。昨年度は、そのようなことで回収量が少なかったということだと思います。
委員	もう一つ、環境衛生推進委員の立場として聞きたいのですが、資源ごみの収集日ではなく、不燃ごみの収集日に缶等が出ていることがあります。その缶がいっぱいあるのを見つけた時に、私はそれを持ち帰って地元の自治会の資源にしようと思い、本庄市環境推進課に電話して、「持って帰って良いですか」と聞いたら、「止めてください」と言われたことがあります、やっぱり駄目なのですか。
事務局	通常の不燃ごみとして出ている缶を持ち帰って分別すれば資源にできるのではないかということですが、資源ごみ収集所に出ているものを持ち帰るのは駄目ですが、ごみ収集所に出ているものは本来、無主物としての扱いになっていますので、法律的な扱いも含めて確認させてください。
会長	今の質問は自治会や環境衛生推進委員の方からよく聞くお話です。駄目だと言われたというお話も現場でよく耳にしますので、確認をしっかりとっていただきたいと思います。
委員	アパート等にある収集所について、置いた人から「俺が使うので置いた」等と言われて揉めることがあるが、それは所有権の問題があるからで、後で個人のものを持って行ったと揉めるのは嫌だから、市も駄目だと言っているのです。
委員	アパートやマンション等にもごみ収集所がありますが、いくらアパートでも、自治会としてちゃんと環境衛生推進委員の判子がないと、そこに収集所を設置できないのです。
委員	その収集所に置いてあるのか、その横に置いてあるのかによって、横に置いてあるものは「俺がどっかに持っていこうと思って置いた」と後で揉めることがあるから、そのようになっている。公民館に置いてあるごみを持っていく人はいないと思うけれど、1番問題なのは個人で置いてあるのか、捨てられているのか区別がつかないことだから、そこだけはっきりしてもらいたい。
会長	今までも同じような問い合わせがあつて、それに対して市が回答してきたことが、委員さんが今おっしゃったこと背景にあると思います。環境衛生推進委員の方等が、そういった面で苦勞することが、現場では多分にありますから、その点を考慮してご回答をいただければと思います。 他に質問はございますでしょうか。

委員	スプレー缶・カセットボンベは穴を開けないで、決まった日に出すように言われていますが、これを実施した結果のメリット・デメリットについて何かありますか。
事務局	今回、スプレー缶をその他缶から別にした経緯というのは、札幌での爆発事故により、国の方から「スプレー缶は穴開けしないで別に収集するように」という指導がありました。そのため、市民の皆様にスプレー缶の処理の危険が無いように、スプレー缶の収集日というものを別に設けた形になっています。
委員	国から来たルールに基づいて実施したのは分かりますが、その結果として、例えば、中身が半分くらい残っているスプレー缶が出されたといった問題は、今まで起こっていないのですか。
委員	それはあります。資源ごみの時にまだ出ています。
委員	それでも、安全に取り扱ってれば、特に問題なく大丈夫ということなのですか。実は、何処かで取り扱っているときに事故があったということがあるのではないですか。無ければ良いのですが。
事務局	中身が残っているスプレー缶が資源ごみの回収時に出ているといったご相談は、自治会や環境衛生推進委員も含めて現場からあります。また、スプレー缶の収集に、今までの資源ごみの収集所ではなくて、通常の可燃・不燃ごみの収集所を使用していますので、不燃ごみの収集日にスプレー缶を出されてしまう収集所もございます。 スプレー缶の処理について、市民の皆様にその内容がまだきちんと伝わっていない部分がございますので、今後、きちんと伝わるように取り組んでいきたいと考えております。
会長	ありがとうございます。他に何かございますか。
委員	(配布資料を掲げて) 雑がみとはこういうものですか。
事務局	そうです。
委員	うちの父が商店をやっていますので、このようなものがいっぱい出ます。今までは可燃ごみとして出していたのですが、最近は新聞紙のチラシと一緒に出しています。 シュレッダーに掛けたごみが、可燃ごみの袋に入って出ていることがありますけれど、シュレッダーに掛けたごみも、雑がみとして収集してくれるのですか？
委員	シュレッダーは紙の繊維をみんな切ってしまうので、後で再生するときにこのような紙になってくれません。
委員	それは可燃ごみとして出すしかないのですか？
委員	繊維が絡みついてくれないと、このような一枚の紙にならないので、再生利用できず、可燃物になってしまいます。

委員	個人情報とか企業の機密とかを見られると困るという人たちは、どうしてもシュレッダーに掛けます。
委員	そのような秘密の書類を専門に扱っているところがありまして、そこへ契約すると持って行ってくれます。シュレッダーに掛ければ繊維がバラバラになるので、トイレットペーパー等にするのです。
事務局	市では、ダイレクトメールの紙、ティッシュの紙箱、包装紙、封筒、紙袋、チラシ、そして使用済みのコピー用紙といったものは、雑がみとして回収できるという内容の、雑がみのリサイクルのチラシを作っております。
委員	それは何処で収集しているのですか？
事務局	集団資源回収を行っていただいているところ等です。
委員	チラシも雑がみで良いのですか。
事務局	そうです。袋に入れる等の形で、ひとまとまりにしてください。
委員	以前に、雑がみの処理を行おうという自治会があったので、そこでの実施状況を聞けば良いのではないですか。
会長	資料3「ごみ減量化に向けた施策の取組状況」の11について、事務局からもう少し補足説明できれば、今の委員さんのご質問への答えになるのではないのでしょうか。
委員	何年か前に、どこかの自治会で試しに実施して、それを段々拡大する方向でという動きがあったのですが、その後、その動きがどのように進んでいるのか、その辺も説明すれば良いのではないのでしょうか。
事務局	雑がみ回収のモデル事業は継続して実施しておりまして、今年度も、市から自治会や団体に雑がみの回収をお願いする予定です
会長	ちょっとお聞きしたいのですけれど、お願いしても、中々応じてもらえないという状況ですか？
事務局	この雑がみ回収事業はモデル事業で、本庄地域・児玉地域で各1地区ずつ1年間をお願いしています。それで、資料3「ごみ減量化に向けた施策の取組状況」の11の雑がみ回収事業に記載された地区では、始めは南本町と藤田小学校、その後に第二金屋と秋平小学校、3年目に小島南自治会に実施していただいております。 なお、令和2年度に児玉地域で実施していただけたところがあったのですが、コロナの影響で先送りとなってしまいましたが、これからも、段々と増やしていく考えでおります。
会長	ありがとうございます。他に何かございますか。
委員	2つあります。1つ目は小山川クリーンセンターのことで、昔、「焼却施設があと数年しか保たない」という騒ぎがあったのですが、現在、あそこの耐用年数はどのくらいなのかということ。2つ目は、昔、カインズさんでやってくれた生ごみ水切り袋について、生ごみから水を切るとのことですが、その効果があまりないということです。

委員	これはカインズさんと開発したのですが。初期のやつはどうしようもなかったです。言っでは悪いけど、使いづらかったです。
委員	変わりました。
委員	変わったとのことですが、頂いた生ごみ水切り袋はどうしようもなかったです。
委員	それが今普及しているものかは分かりませんが、変わったというのは聞いています。 それとさっき言った焼却場の問題で、昔、焼却場が4～5年しか保たないなんて騒ぎがありまして、そうであれば本当は今頃はパンクしていなければいけないのだけれど、パンクしていないところを見ると、うまくいつているのではないかと思うのですが。
委員	小山川クリーンセンターのセンター長の立場から、現在の小山川クリーンセンターの状況についてご回答させていただきます。 (小山川クリーンセンターの稼働状況について説明)
会長	ありがとうございます。 あと、生ごみ水切り袋のお話ですが、そちらもよろしくお願ひします。 生ごみ水切り袋は、底の面がネットになっていて、スタンド型で水が切れる袋状のものです。この商品はカインズさんの一押しで、テレビでの紹介等も行っているようです。ただ、私が見た番組では、本庄市と共同開発したということは言っていなかったです。 評判が悪かった水切り器は、こちらでもモニターさせていただきましたが、どのように「水を切る」という行為に注目してもらうかという点においては、効果はあったと思います。一定の水を切ることが大事なのだという意識については、カインズさんの方でも、絞るといような発想はなかったそうです。ですので、こちらの審議会で、有志の方にモニターをさせていただいたということは有意義なことだったと、私は考えています。 他に何かございますか。
事務局	うちの方の窓口でも、新しく本庄市に転入して来てくれた方等に、「使ってください」という形でお配りをさせていただいておりますが、うちの窓口で粗大ごみの手続きで来られた方等から、「これを使って良かった」という声を聞くことがあります。それがどれだけの人数で、どのような感想かということはないのですが、そのような声もあるということをお知らせさせていただきます。
委員	たまたま去年、自立型でいいなと思って料理とかで3ヶ月間使ってみました。水切りの効果は少しはありましたが、生ごみの水分量が多く、コンポストの処理でものすごい時間がかかりました。 生ごみは毎日出ますが、毎日出ると、コンポストが「もう俺腹いっぱいだよ。間に合わない。」となります。

	<p>それで何かいい方法はないかと思い、新聞紙を折って袋にすることを考えました。これが汁を吸収するので、それでコンポストがある程度うまくいくことが分かりました。これは参考までに。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>新聞紙にポンと置いとくだけでも十分乾燥になります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以前にいらっしゃった委員さんから、私は、生ごみを出さない調理の仕方を教えていただいたこと等がありました。様々な工夫がこれからも為されるのだらうと思います。</p> <p>他に何かございますか。無いようでしたら、だいぶ時間も押してきましたし、他の報告のこともありますので、一旦よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい</p>
会長	<p>続きまして（3）その他でございますが、前年度に審議会（令和2年度第1回）等での渡邊征夫委員からの質問について、事務局から説明があります。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>前年度、渡邊征夫委員からの3つの質問、</p> <p>① 本庄市のごみ処理の費用</p> <p>② 自治会などで進める紙類の資源回収の際の分類</p> <p>③ 小山川クリーンセンターの費用</p> <p>について、①②の質問は事務局から説明させていただきます。</p> <p>③の質問については小山川クリーンセンター長・田中委員に説明をお願いします。</p> <p>①の質問「本庄市のごみ処理の費用」について説明させていただきます。 （令和元年度版清掃事業概要の9頁を各委員に配付） これは昨年度の令和2年度第1回審議会での質問で、本庄市のごみ処理の費用の詳細は清掃事業概要で説明させていただくのですが、当時、令和2年度第1回審議会の時には当該質問に対応する資料である令和元年度版清掃事業概要が完成していなかったため、同年度の第2回審議会でも完成した令和元年度版清掃事業概要を配付する予定でした。しかし、令和2年度第2回審議会はコロナの関係で中止となったため、配付はされませんでした。今お配りしたものは、令和元年度版清掃事業概要の9頁の写しで、これが本庄市のごみ処理の費用についての説明資料となります。 （令和元年度版清掃事業概要の9頁の写しの説明）</p> <p>①の質問の説明は以上となります。</p> <p>②の質問「自治会などで進める紙類の資源回収の際の分類」について説明させていただきます。</p>

	<p>質問中の「自治会などで進める紙類の資源回収」とは、集団資源回収のことです。集団資源回収では、自治会、PTA及び子ども会等の各団体（以下「団体」という。）は回収した資源ごみを有価物取扱登録業者（以下「業者」という。）に渡していますが、渡す際のごみの分類方法等は、資源ごみを回収した団体と、渡される業者の状況等によって異なります。ある業者は、回収した資源ごみの搬送先であるリサイクル工場等からの依頼に基づき団体と協議し、団体が資源ごみを回収して業者に渡す際の分類方法等を定めています。2の質問の説明は以上となります。</p> <p>最後の3の質問「小山川クリーンセンターの費用」についてですが、小山川クリーンセンター長・田中委員に説明をお願いします。</p>
委員	<p>（小山川クリーンセンターの経費について説明）</p> <p>それともう一点。先程出たスプレー缶の話ですが、スプレー缶は穴を開けずに、本庄市から小山川クリーンセンターに持ち込まれます。小山川クリーンセンターではそれを処理委託にかけていますが、委員の皆さんからの質問にもあったと思いますが、その時に燃えないごみが多く出されています。要するに、資源・スプレー缶のごみの収集日を、燃えないごみの収集日と勘違いしている住民の方が多くいらっしゃると思われます。だから「燃えないごみの収集日が増えた」という感覚で、燃えないごみを収集所に出してしまう。そうすると、小山川クリーンセンターに運ばれて、そこで分別をしなくてはならず、うちの方の現場が苦勞しますので、ちょっとご理解をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局及び田中委員の説明について、他にご質疑等はございますでしょうか。</p>
委員	<p>集団資源回収事業で、種類が増えるごとに値段が上がりますが、うちの方では今までダンボールとアルミ缶の2種類しか出しておらず、3種類になるとkg当たりの単価が5円になるということを知らないのではないかと思います。</p> <p>ですので、もう一度、子ども会やPTA等に何か周知する必要があるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>毎年度、手引き等を作り、各団体の代表者の方に交付しています。</p>
委員	<p>紙を渡して知らせるというだけですと、中身を見ないかもしれないのではないですか。</p>

様式

委員	それは確かにあると思います。 当自治会でも昨年からぼろ布を集めて3種類にしているのですが、それ以前はぼろ布を集めていませんでした。市議会議員さんがそれを調べてきて、もっと出そうということになりました。
会長	団体さんにご案内をしても、その前任の方から引き継いで、例年通りの流れということになると、回収する品目を増やすといった取組みに、なかなか繋がっていかない場合があると思いますので、そういった面でもご案内をしましょうということですね。
委員	そうですね。そういう必要はあるかと思います。
会長	ありがとうございます。 他に何かございませんか。ご意見が他にないようでしたら、以上で議事を終了させていただき、議長を降ろさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
8. 閉会	
副会長	閉会のあいさつ

会長 小暮 ちえ子